静岡市の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和5年1月1日）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	683,739	349,544,762	6,866,273	75,313,772	21.5	21.4

(注) 人件費には、特別職に支給される給与、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
	人	千円	千円	千円	千円
令和4年度	7,880	30,476,597	7,147,906	12,393,586	50,018,088

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均一人当たり給与費
千円	千円
6,347	6,665

(注)1　職員手当には退職手当を含みません。
　　2　職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。
　　3　給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

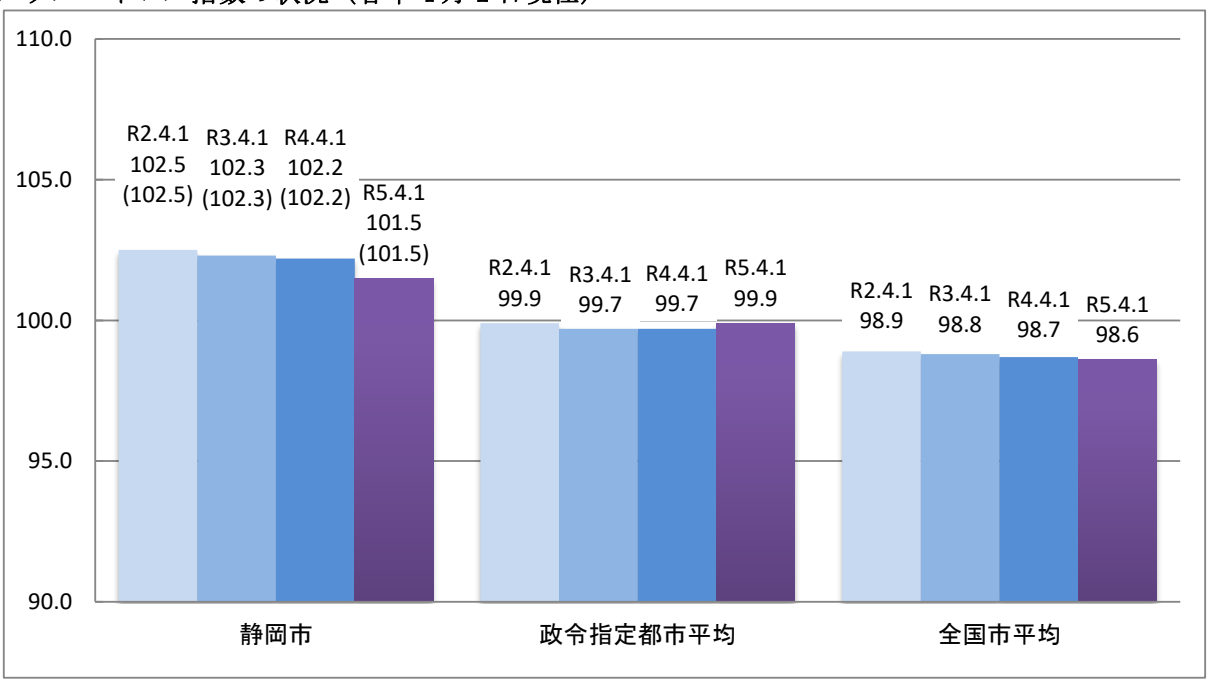

(注)1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
　　2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
　　3　政令指定都市平均とは、各政令指定都市のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※　令和5年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えている理由及び改善の見込みについて

令和5年4月1日のラスパイレス指数が100を超えているのは、本市が独自給料表を採用していること及び学歴区分構成の違い等によるものであると考えています。なお、R4給料表の改正による経過措置（現給保障）により、令和6年度以降も指数は改善することを見込んでいます。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧　告 (改定率)	
5年度	円 377,044	円 373,272	3,772円 1.01%	% 1.01	% 1.01

(参考) 国の改定率
% 1.10

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の令和5年4月分の給与額をラスパイレス比較して算出した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧　告 (改定月数)	
5年度	月 4.50	月 4.40	月 0.10	月 0.10	月 4.50

(参考) 国の年間支給月数
月 4.50

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取組むとされています。

①給料表の見直し

[(実施) 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
(内容) 行政職給料表について、全体で平均2%引下げ。若年層については改定を行わず、高齢層については最大4%引下げ。
激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえ見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準同様に、静岡市内勤務職員には6%、医師・歯科医師に16%を支給。
(実施時期) 医師・歯科医師の支給割合は、平成28年4月1日から実施。

		各年度の支給割合									
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
静岡市内勤務職員	国基準	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
	静岡市	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
医師・歯科医師	国基準	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
	静岡市	15%	15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和５年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡市	40.4　歳	318,566　円	428,330　円	363,778　円
静岡県	42.5　歳	330,675　円	431,409　円	368,193　円
国	42.4　歳	322,487　円	―	404,015　円
政令指定都市平均	41.8　歳	319,668　円	439,873　円	379,748　円

②技能労務職

区　分	公　　務　　員				
	平均年齢	職員数	平均 給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡市	55.4　歳	121　人	366,686　円	433,963　円	398,203　円
うち清掃職員	55.7　歳	59　人	366,180　円	432,961　円	398,749　円
うち学校給食員	55　歳	33　人	364,400　円	414,898　円	392,981　円
うち用務員	55.3　歳	10　人	369,580　円	438,477　円	401,931　円
静岡県	53.3　歳	119　人	288,138　円	333,762　円	306,925　円
国	51.2　歳	1,941　人	286,942　円	―	329,178　円
政令指定都市平均	51.7　歳	919　人	310,547　円	388,590　円	362,249　円

区　分	民　　間			参　　考			
	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B	年収ベース(試算値)の比較		
					静岡市 (C)	民間 (D)	C／D
清 掃 職 員	廃棄物処理業従業員	47.3　歳	310,800　円	1.39	7,051,584円	4,321,100円	1.63
学校給食員	飲食物調理従事者	44.1　歳	254,300　円	1.63	6,756,058円	3,319,100円	2.04
用　務　員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1　歳	241,700　円	1.81	7,137,162円	3,253,900円	2.19

※　静岡市データは、すべて正規職員のみのものであるのに対し、民間のデータは臨時等の非正規職員のものを含んでおり、年齢、業務内容、雇用形態、勤続年数等の点において完全に一致しているものではありません。

※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているものを使用しています。(令和2年度から令和4年度の3ヶ年平均)
なお、廃棄物処理従業員及び他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者については、都道府県別の数値が公表されていないため、全国平均のデータを使用しています。

※　年収ベース(試算値)の「静岡市(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、静岡市においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては令和3年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等学校教育職

区　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡市	44.1　歳	402,251　円	479,532　円	447,471　円
静岡県	40.8　歳	379,962　円	439,399　円	－　円
政令指定都市平均	43.4　歳	359,775　円	436,674　円	－　円

④小・中学校教職員

区　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡市	41.2　歳	346,206　円	394,559　円	377,698　円
静岡県	42.0　歳	363,585　円	411,025　円	－　円
政令指定都市平均	40.4　歳	343,187　円	412,373　円	－　円

⑤消防職

区　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡市	38.7 歳	313,741 円	422,860 円	358,055 円
政令指定都市平均	39.5 歳	308,261 円	431,231 円	368,242 円

⑥看護･保健職

区　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡市	38.7 歳	321,347 円	415,612 円	356,474 円
国	47.8 歳	321,176 円	－	360,574 円
政令指定都市平均	40.3 歳	310,673 円	414,140 円	361,188 円

(注) 1　「平均給料月額」とは、令和５年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
　　2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
　　また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和５年４月１日現在）

区　分		静 岡 市	静 岡 県	国
一般行政職	大 学 卒	186,500 円	195,323 円	185,200 円
	高 校 卒	153,600 円	161,903 円	154,600 円
技能労務職	※高校卒(18歳)	153,600 円	159,763 円	－ 円
高等学校教育職	大 学 卒	208,500 円	218,248 円	－ 円
	高 校 卒	165,800 円	173,722 円	－ 円
小･中学校教育職	大 学 卒	218,248 円	218,248 円	－ 円
消防職	大 学 卒	192,100 円	－ 円	－ 円
	高 校 卒	158,700 円	－ 円	－ 円
看護･保健職	短 大 ３ 卒	204,200 円	－ 円	－ 円

※　技能労務職の初任給については、採用時の年齢によって145,000円～210,300円の範囲で決定することになっています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和５年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	266,987 円	363,556 円	381,877 円	419,892 円
	高 校 卒	226,400 円	323,850 円	361,707 円	364,114 円
※1 技能労務職	※1 高校卒(18歳)	－ 円	－ 円	－ 円	364,400 円
高等学校教育職	大 学 卒	366,756 円	420,437 円	434,034 円	450,400 円
	短 大 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
小･中学校教育職	大 学 卒	316,143 円	405,523 円	425,406 円	433,110 円
	短 大 卒	231,500 円	331,222 円	356,200 円	417,601 円
消防職	大 学 卒	279,221 円	372,120 円	385,217 円	426,080 円
	高 校 卒	233,572 円	345,422 円	366,631 円	388,931 円
看護･保健職	短 大 卒	292,098 円	354,529 円	395,010 円	426,298 円

※１　技能労務職については、採用時の年齢によって初任給が決定され、また採用時の年齢に個人差があるため、高校を卒業後直ちに採用された職員の標準的な給料月額を記載しました。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和５年４月１日現在)

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	主事･技師	人 275	% 10.8	円 145,000	円 240,700
2　級	主任主事･主任技師	人 866	% 34.1	円 199,400	円 310,200
3　級	主査	人 625	% 24.6	円 231,500	円 350,000
4　級	係長･副主幹	人 298	% 11.8	円 264,200	円 381,000
5　級	課長補佐･主幹	人 210	% 8.3	円 319,900	円 418,600
6　級	課長･参事	人 170	% 6.7	円 352,300	円 447,700
7　級	参与	人 40	% 1.6	円 398,200	円 469,200
8　級	局次長･部長･理事	人 30	% 1.2	円 437,300	円 506,700
9　級	局長･区長	人 22	% 0.9	円 456,500	円 528,600

(注) 1　「静岡市職員の給与に関する条例」に基づく給料表の職務の級の区分による職員数です。
　　 2　「標準的な職務内容」とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職務です。

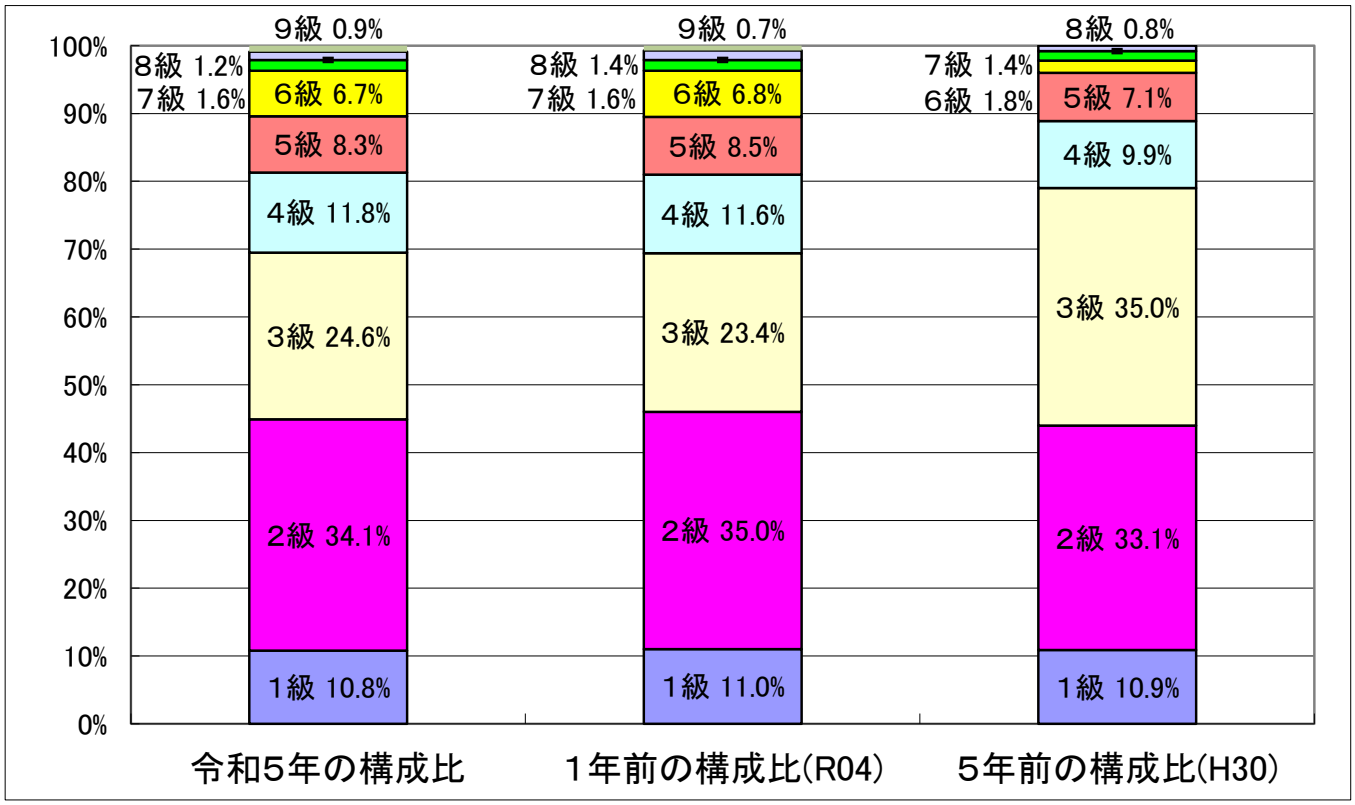

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和５年４月１日現在）

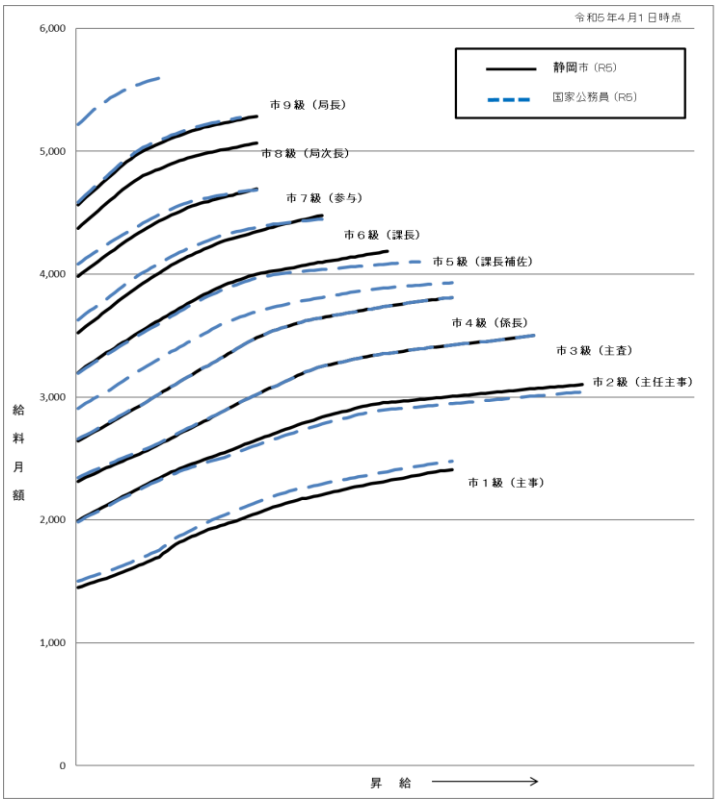

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（静岡市）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		
ロ　人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

静　岡　市	静　岡　県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,542　千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,707　千円	－
（令和4年度支給割合） 期末手当　2.40　月分（1.35）月分 勤勉手当　2.00　月分（0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当　2.40　月分（1.35）月分 勤勉手当　2.00　月分（0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当　2.40　月分（1.35）月分 勤勉手当　2.00　月分（0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20％ 管理職加算　20～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20％ 管理職加算　10～25％

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（静岡市）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率		○		○
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ　人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和５年４月１日現在）

静　　岡　　市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）	
1人当たり平均支給額	1,841 千円	22,399 千円			

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和4年度決算）			1,882,300 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			208,634 円
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
静岡市域	6.0 %	5,443 人	6.0 %
〃（小中学校教職員）	3.7 %	2,988 人	6.0 %
医師・歯科医師職等	16.0 %	75 人	16.0 %
東京都（特別区）	20.0 %	19 人	20.0 %
東京都八王子市	15.0 %	2 人	15.0 %
東京都調布市	16.0 %	2 人	16.0 %
消防救急広域化区域※	0.0 %	164 人	0.0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数			101.5
（ラスパイレス指数）			101.5

※島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町

（注）地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和4年度決算）		700,038 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		154,058 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		48.7 %
手当の種類（手当数）		35 種類
手当の名称	主な支給対象職員、主な支給対象業務	支給実績（令和4度決算）	左記職員に対する支給単価
税務業務手当	税務に従事する職員が、市税の調査、検査、滞納整理、処分事務等のために出張したとき	600千円	日額 310円～800円

国民健康保険等業務手当	国民健康保険業務又は介護保険業務に従事する職員が、保険料等の賦課、滞納整理等のために出張したとき	—	日額 310円～800円
市営住宅管理業務手当	市営住宅家賃の滞納整理のために出張したとき	—	日額 400円
社会福祉指導等業務手当	福祉事務所に勤務する職員が、社会福祉法第15条第3項等に規定する業務又は補助する業務に従事したとき	9,817千円	主務者 日額 320円 補助者 日額 150円
児童相談業務手当	児童相談所に勤務する職員が児童に係る相談、調査、判定、指導等の業務に従事したとき	10,231千円	日額 1,000円
障害者更正相談業務手当	地域リハビリテーション推進センターに勤務する職員が身体障害者又は知的障害者に係る相談、指導、判定等の業務に従事したとき	432千円	日額 320円
行旅死病人保護収容手当	行旅死亡人又は行旅病人の取扱業務に従事したとき	—	1回 2,200円～6,000円
検診・検査等業務手当	環境保健研究所、保健所、保健福祉センター等に勤務する職員が診療、検診、衛生検査等の業務に従事したとき	85,035千円	日額 120円～700円
	上記の規定にかかわらず、職員が新型コロナウイルス感染症から市民党の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事したとき		日額 3.000円～4,000円
精神保健福祉業務手当	こころの健康センターに勤務する職員が、診察の補助、相談、指導等の業務に従事したとき	587千円	日額 320円
精神障害者医療保護業務手当	保健所に勤務する職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項等の規定に基づく業務に従事したとき	43千円	日額 310円
看護専門学校教務手当	看護専門学校に勤務する職員が教務に従事したとき	3,919千円	日額 600円
家畜伝染病防疫作業手当	家畜の伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において、家畜に対する防疫作業に従事したとき	2千円	日額 290円～380円
医務手当	保健所、病院又は診療所に勤務する医師及び歯科医師である職員並びに病院に勤務する診療放射線技師である職員が、診察、検診、検疫、救護又は保健指導に従事したとき	113,920千円	月額 3,800円～90,000円 (病院又は診療所の医師又は歯科医師である者には、給料月額の100分の2～35に相当する額、研修医を指導するもの等にあっては月額5,000円、麻酔科に勤務する医師にあっては月額50,000円を加算) (保健所の医師である職員のうち、管理職手当の支給を受けないものには、月額15,000円を加算)
緊急医務手当	医師である職員が緊急患者等の診療等に従事したとき	1,988千円	1回 2,000円～3,000円
救急医務手当	医師である職員が救急医療当番日に当直勤務又は救急待機したとき	—	1当直 20,000円
病院勤務手当	病院又は診療所に勤務する職員が診療、看護その他の患者に接する業務に従事したとき	80,454千円	日額 190円～710円 (病院に勤務する医師又は歯科医師が診療所の診療業務等に従事したときは日額10,000円、静岡市立の病院以外の病院の応援業務に従事したときは日額20,000円、分娩業務に従事したときは1回につき10,000円を加算等)
夜間看護手当	病院又は診療所の病棟に勤務する助産師、看護師等の職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	96,712千円	1回 1,900円～7,600円
待機手当	病院に勤務する助産師、看護師等の職員が、救急診療等のため、正規の勤務時間以外の時間において、待機を命じられ待機したとき	6,883千円	1回 1,800円～3,600円
清掃業務手当	清掃作業に従事する職員がごみ、汚泥、し尿等の処理作業に従事したとき	17,449千円	日額 780円～1,140円
不法投棄物処理業務等手当	清掃作業に従事する職員が不法投棄物の処理又は浄化槽の検査の業務に従事したとき	—	日額 150円
環境保全業務手当	職員が環境保全のための立入検査又は公害調査等の業務に従事したとき	54千円	日額 300円
消防手当	消防職員が消防業務に従事したとき	59,893千円	1当務 150円～500円

出動手当	消防職員が下記業務に従事したとき 消防活動	41,485千円	1回　500円
	救急業務活動		1回　200円 （救急救命士が救急救命処置等に従事した場合1回につき600円を加算）
航空手当	職員が下記業務に従事したとき	10,038千円	
	回転翼航空機の操縦に係る業務に従事したとき		日額　5,000円
	回転翼航空機の整備に係る業務に従事したとき		日額　2,500円
	災害防除活動又はその訓練等の業務のため、回転翼航空機に搭乗したとき		1時間　1,900円～2,470円 （空中機外活動の業務に従事したときは、1回につき870円（訓練時150円）を加算）
高所等作業手当	高所若しくは深所で行う作業又は海上における作業に従事したとき	―	日額　200円
特殊危険物質等作業手当	特殊危険物質又はその疑いがある物質による被害の危険がある区域内において作業に従事したとき	―	日額　250円
有害薬品等取扱手当	身体に有害なガスの発生を伴う業務若しくは特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事したとき	―	日額　200円
昇降機検査手当	昇降機の検査業務に従事したとき	―	日額　200円
有害鳥獣捕獲等業務手当	鳥獣の捕獲若しくは殺処分又は当該鳥獣の搬送若しくは死体の焼却若しくは埋却の業務に従事したとき	30千円	日額　440円
特殊地域業務手当	異動等により葵区役所井川支所の所管区域内に住居を移転し、当該地域における業務に従事したとき	6,690千円	月額 給料月額に100分の9を乗じて得た額(当該額が30,000円に満たないときは、30,000円とする。)
特殊施設業務手当	下記の施設に勤務する職員が当該施設における業務に従事したとき 競輪場	5,201千円	日額　1,600円
	斎場		日額　500円～1,220円
	動物園		日額　230円～470円
その他市規則で定める手当	計量検査業務	468千円	日額　100円～150円
	電気取扱業務		日額　170円～250円
	ボイラー取扱業務		日額　220円
	用地買収等業務		日額　300円
	土木現場業務		日額　120円～220円
	汚泥・汚物処理業務		日額　150円
	道路パトロール業務		日額　130円
	特殊作業用自動車等運転業務		日額　80円～300円
特殊業務手当	小学校、中学校又は高等学校に所属する教諭等が、下記に該当した場合 非常災害時等の緊急の業務	114,025千円	日額　1,875円～8,000円
	修学旅行等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		日額　2,550円～5,100円
	対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		日額　3,600円～5,100円
	部活動における生徒に対する指導業務で、週休日等に行うもの		日額　2,000円～3,600円
	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの		日額　450円～900円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校又は高等学校の教諭等が、教育委員会規則で定める当該担当に係る業務に従事したとき	34,082千円	日額　200円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教諭等が一定時間以上、当該学級において授業等に従事したとき	―	日額　290円～350円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	3,222,194 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	600 千円
支給実績(令和3年度決算)	2,962,988 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	550 千円

(注) 休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。

職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 扶養親族1人につき6,500円～10,000円	異なる	(国) 扶養親族1人につき3,500円～10,000円	773,002 千円	235,959 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員 100円～30,000円	異なる	(国) 月額12,000円を超える家賃の支払者 家賃月額により 100円～27,000円	680,064 千円	313,538 円
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道2Km以上の職員に支給 交通機関利用者 実費支給(上限55,000円) 交通用具使用者 通勤距離により 2,500円～29,900円	異なる	(国) 通勤距離が片道2Km以上の職員に支給 交通用具利用者 通勤距離により 2,000円～31,600円	696,397 千円	86,241 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務に応じて定められた額を支給 43,800円～149,900円	異なる	(国) 46,300円～146,400円	649,432 千円	882,380 円
単身赴任手当	勤務場所の異動等により住居を移転し、配偶者と別居し単身で生活することとなった職員に対し支給 職員と配偶者の住居の距離により 30,000円～100,000円	同じ	－	12,728 千円	385,697 円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難である医療職給料表(1)適用職員に対して支給 48,800円～308,600円	同じ	－	237,831 千円	3,010,522 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対し支給 勤務1回につき 540円～21,000円	異なる	(国) 支給額 勤務1回につき 4,400円～ 21,000円	32,924 千円	396,670 円
義務教育等教員特別手当	高等学校及び幼稚園に勤務する職員に支給 職務の級及び号給により 月額1,000円～8,000円	－	－	190,670 千円	62,087 円

管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 3,500円～12,000円	異なる	(国) 支給額 勤務1回につき 3,000円～ 18,000円	17,604 千円	58,484 円
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に対して支給 給料及び扶養手当の月額の合計額に4/100～16/100を乗じて得た額	異なる	(国) 支給額 給料及び扶養手当の月額の合計額に4/100～25/100を乗じて得た額	25,630 千円	308,800 円

５　特別職の報酬等の状況（令和５年４月１日現在）

区分		給料月額等		
			(参考)政令指定都市における最高／最低額	
給料	市長	1,250,000 円	1,599,000 円／	500,000 円
	副市長	940,000 円	1,285,000 円／	841,000 円
報酬	議長	824,000 円	1,179,000 円／	779,000 円
	副議長	735,000 円	1,061,000 円／	703,000 円
	議員	663,000 円	960,000 円／	648,000 円
期末手当	市長 副市長	(令和4年度支給割合) 4.35 月分		
	議長 副議長 議員	(令和4年度支給割合) 4.35 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額×在職月数×40/100	24,000,000	任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×25/100	11,280,000	任期毎
	備考			

(注)　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝48月）勤めた場合における見込額です。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 部門			職員数 令和4年	職員数 令和5年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	23	22	△ 1	事務の統廃合縮小
		総務	608	623	15	業務増
		税務	232	234	2	業務増
		労働	6	6	0	
		農林水産	120	124	4	業務増
		商工	121	126	5	業務増
		土木	550	551	1	業務増
		民生	1,113	1,142	29	業務増
		衛生	529	525	△ 4	事務の統廃合縮小
		計	3,302	3,353	51	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　49.04　人 （政令市指定都市平均　46.52　人）
	教育部門		3,543	3,511	△ 32	事務の統廃合縮小
	消防部門		1,035	1,036	1	業務増
	小計		7,880	7,900	20	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　115.54　人 （政令市指定都市平均　113.79　人）
公営企業等会計部門	病院		630	599	△ 31	事務の統廃合縮小
	水道		161	161	0	
	下水道		173	169	△ 4	事務の統廃合縮小
	その他		193	198	5	業務増
	小計		1,157	1,127	△ 30	
合計			9,037 ［　8,944］	9,027 ［　8,984］	△ 10	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　132.02　人

（注）1　職員数は一般職に属する職員数です。

2　地方公共団体定員管理調査（総務省）の職員数です。

3　［　　］内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況（令和５年４月１日現在）

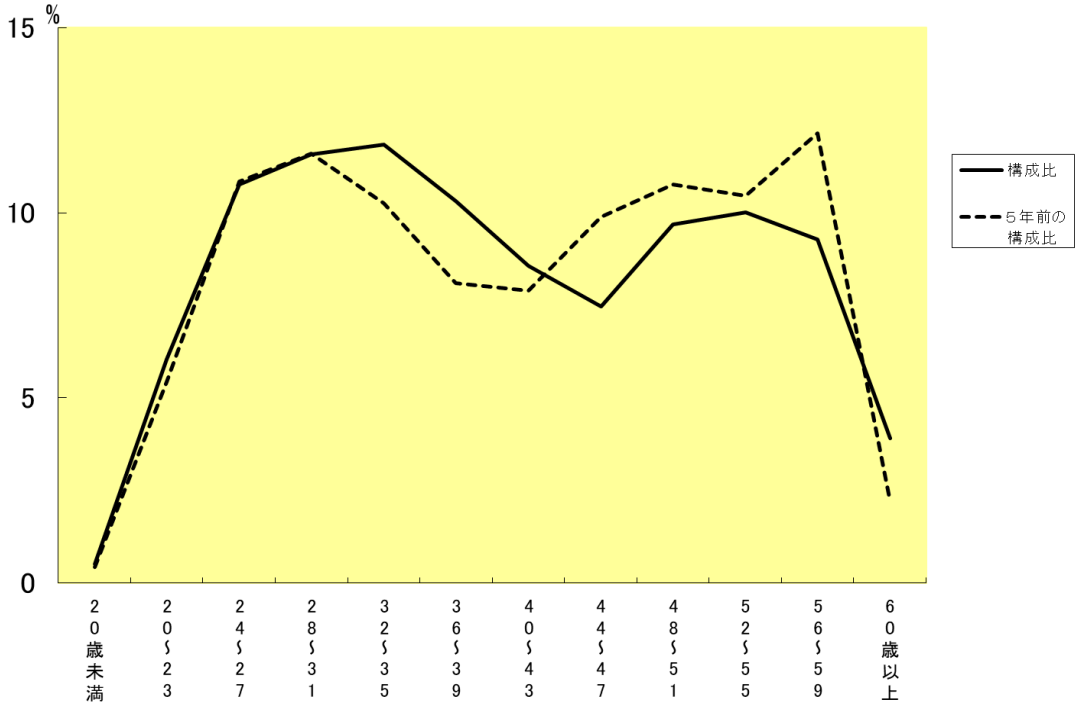

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 46	人 546	人 972	人 1,046	人 1,070	人 931	人 773	人 675	人 875	人 903	人 837	人 353	人 9,027

(3)職員数の推移

（単位:人･%）

年度 部門別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	3,276	3,270	3,264	3,268	3,302	3,353	77　(2.4%)
教　育	3,330	3,322	3,311	3,564	3,543	3,511	181　(5.4%)
消　防	1,038	1,034	1,036	1,034	1,035	1,036	▲ 2　(▲0.2%)
普通会計計	7,644	7,626	7,611	7,866	7,880	7,900	256　(3.3%)
公営企業等会計計	1,138	1,145	1,138	1,161	1,157	1,127	▲ 11　-(1.0%)
総合計	8,782	8,771	8,749	9,027	9,037	9,027	245　(2.8%)

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

(1)　水道事業（簡易水道事業含む）

① 職員給与費の状況

決算（「令和４年度地方公営企業決算状況調査」より）

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和3年度の総費用に占める職員給与費比率
令和4年度	千円 9,412,796	千円 1,702,787	千円 1,035,680	% 11.0	% 11.9

(注)　資本勘定支弁職員に係る職員給与費379,970千円を含んでいません。

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
令和4年度	人 170	千円 629,212	千円 176,047	千円 194,028	千円 999,287

(参考)一人当たり給与費　B/A	(参考)政令指定都市平均一人当たり給与費
千円 5,878	千円 6,563

(注) 1　職員手当には退職給与金を含みません。
　　2　職員数は、令和５年３月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。
　　3　給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
静　岡　市	42.0　歳	336,694　円	489,847　円
政令指定都市平均	46.5　歳	360,132　円	546,044　円

(注) 1　上記数値は、「令和４年度地方公営企業決算状況調査」に基づき算出したものです。
　　2　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
　　3　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

静　岡　市	政令指定都市平均
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,567　千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,622　千円
(令和4年度支給割合) 期末手当　2.40　月分　(　1.35　)月分 勤勉手当　2.00　月分　(　0.95　)月分	(令和4年度支給割合) －
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20%	(加算措置の状況) －

(注)　(　　)内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和５年４月１日現在）

静　岡　市			政令指定都市平均	
(支給率)	自己都合	応募認定･定年	自己都合	応募認定･定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	－　月分	－　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	－　月分	－　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	－　月分	－　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	－　月分	－　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)			
1人当たり平均支給額	9,332　千円	22,382　千円	1人当たり平均支給額	17,047　千円

(注)　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和4年度決算）			39,838　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			235,726　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市域	6　%	165　人	6　%

エ　特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和4年度決算）			136　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			4,844　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）			16.4　%
手当の種類（手当数）			5種類
手当の名称	主な支給対象職員、主な支給対象業務	支給実績（4年度決算）	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	出張による滞納整理に従事したとき	—	日額　400円
主任者手当	管理者から電気主任技術者に命ぜられ、電気工作物の工事等に係る保安監督の業務に従事したとき	—	日額　150円
用地買収折衝手当	用地買収折衝の事務に従事したとき	—	日額　300円
緊急出動手当	正規の勤務時間外の時間又は休日等において、管理者の招集によって出動し、現場作業に従事したとき	126千円	1回　1,120円
危険作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物等の工事現場における監督、測量等の作業などに従事したとき	10千円	日額　200円 又は　1回　300円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	70,907　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	470　千円
支給実績（令和3年度決算）	43,759　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3度決算）	290　千円

（注）　休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。

職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和５年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 扶養親族1人につき6,500円～10,000円	同じ	－	17,945　千円	239,265　円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員 100円～30,000円	同じ	－	15,760　千円	328,344　円
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道2Km以上の職員に支給 交通機関利用者 実費支給（上限55,000円） 交通用具使用者 通勤距離により 2,500円～29,900円	同じ	－	14,625　千円	98,154　円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務に応じて定められた額を支給 48,100円～149,900円	同じ	－	14,482　千円	1,034,400　円
単身赴任手当	勤務場所の異動等により住居を移転し、配偶者と別居し単身で生活することとなった職員に対し支給 職員と配偶者の住居の距離により　30,000円～100,000円	同じ	－	―　千円	0　円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対し支給 勤務1回につき　540円～21,000円	同じ	－	―　千円	0　円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき　3,500円～12,000円	同じ	－	968,600　千円	74,508　円

(2)　下水道事業（特定環境保全公共下水道事業含む）

①　職員給与費の状況

決算（「令和４年度地方公営企業決算状況調査」より）

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和3年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	20,039,165	818,758	924,158	4.6	5.0

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費537,464千円を含んでいません。

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
	人	千円	千円	千円	千円
令和4年度	173	651,435	136,914	269,627	1,057,976

(参考)一人当たり給与費　B/A	(参考)政令指定都市平均一人当たり給与費
千円	千円
6,115	6,641

（注）1　職員手当には退職給与金を含みません。
2　職員数は、令和５年３月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
静　岡　市	46.1　歳	343,206　円	509,622　円
政令指定都市平均	45.9　歳	360,109　円	552,561　円

（注）１　上記数値は、「令和４年度地方公営企業決算状況調査」に基づき算出したものです。
　　２　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
　　３　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

静　岡　市	政令指定都市平均
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,578　千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,656　千円
（令和4年度支給割合） 期末手当　2.40　月分（1.35）月分 勤勉手当　2.00　月分（0.95）月分	（令和4年度支給割合） －
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20%	（加算措置の状況） －

（注）（　　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和５年４月１日現在）

静　岡　市			政令指定都市平均	
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	－　月分	－　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	－　月分	－　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	－　月分	－　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	－　月分	－　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)			
1人当たり平均支給額	193　千円	19,490　千円	1人当たり平均支給額	19,740　千円

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和4年度決算）			41,301　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			238,736　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市域	6　%	165　人	6　%
東京都（特別区）	20　%	1　人	20　%

エ　特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和4年度決算）	445　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	10,605　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	24.3　%
手当の種類（手当数）	6種類

手当の名称	主な支給対象職員、主な支給対象業務	支給実績（令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	出張による滞納整理に従事したとき	—	日額　400円
主任者手当	管理者から電気主任技術者に命ぜられ、電気工作物の工事等に係る保安監督の業務に従事したとき	—	日額　150円
用地買収折衝手当	用地買収折衝の事務に従事したとき	—	日額　300円
不快作業手当	下水管きょ内の作業等に従事したとき	378千円	日額　470円～620円

緊急出動手当	正規の勤務時間外の時間又は休日等において、管理者の招集によって出動し、現場作業に従事したとき	65千円	1回　1,120円
危険作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物等の工事現場における監督、測量等の作業などに従事したとき	2千円	日額　200円 又は　1回　300円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	35,711　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	226　千円
支給実績（令和3年度決算）	26,781　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	161　千円

（注）　休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。

職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和５年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 扶養親族1人につき6,500円～10,000円	同じ	－	19,760　千円	256,627　円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員 100円～30,000円	同じ	－	13,500　千円	329,268　円
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道2Km以上の職員に支給 交通機関利用者 実費支給（上限55,000円） 交通用具使用者 通勤距離により 2,500円～29,900円	同じ	－	15,409　千円	103,413　円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務に応じて定められた額を支給 48,100円～149,900円	同じ	－	10,789　千円	1,078,920　円
単身赴任手当	勤務場所の異動等により住居を移転し、配偶者と別居し単身で生活することとなった職員に対し支給 職員と配偶者の住居の距離により　30,000円～100,000円	同じ	－	―　千円	0　円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対し支給 勤務1回につき　540円～21,000円	同じ	－	―　千円	0　円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき　3,500円～12,000円	同じ	－	500　千円	49,950　円